

1. 「二重行政」批判を受け止めて、制度構築をする必要性

今までは「行政ではなかった」。今後は「行政」として設計する。「二重行政」は廃止。

(1) 消費者基本法と消費者安全法の矛盾

消費者基本法19条（議員立法）

| | 国 | 都道府県 | 市区町村 |
|------------------------------------|---|------|------|
| 苦情のあっせん等 | | ○ | ○ |
| 高度の専門性・広域の見地のあっせん等 多様な苦情に弾力的に対応 | | ○ | |
| 人材の確保・資質の向上等 | ○ | ○ | |
| 紛争解決に必要な施策を取る | ○ | ○ | |

消費者安全法8条、9条（閣法・法制局）

| | 国 | 都道府県 | 市区町村 |
|-----------------------------|---|------|------|
| 苦情の相談・あっせん等 | | | ○ |
| 広域的な見地のあっせん等 専門的な知識による調査 | | ○ | |
| 情報の収集提供 | | | ○ |
| 広域的な情報の収集提供 | | ○ | |
| 市町村の調整・技術的援助 | | ○ | |
| 消費生活センターの設置 | | 義務 | 任意 |

Q 消費者基本法と消費者安全法が矛盾しているのはなぜか？

A 消費者基本法は議員立法だったが、消費者安全法は閣法だったので内閣法制局が審査したため

Q 消費者安全法で、都道府県に、苦情の相談・あっせん等が規定されないのはなぜか？

A 規定すると二重行政になるので、内閣法制局が認めなかったため

(2) 今後、法制化、予算化してゆくあらゆる場面で、「二重行政」は障害となるだろう。

(3) 「二重行政」は、縮小の時代に、過剰サービスではなく、押し付け合いによる過少サービスを招く
国・都道府県・市町村の誰が、どの事務に責任を持つのかを明確化。責任行政庁を単一にする

2. 国・都道府県・市町村の役割分担・関与については、多数の選択肢から比較検討すべき

(1) 消費者行政の仕組は最悪…国は自治事務を口実に制度作りを放置。いわば保護責任者遺棄罪？

他の行政分野（教育、福祉、医療、警察、消防など）は基準等によって制度的に守られている。

消費者行政は制度的保障がないため、縮小の時代において真っ先に削減される。

⇒強固な体制にするため、業務内容・人員体制・予算等の基準が必要

(2) 地方消費者行政は、国の仕事を担っている。自治体の仕事、国の仕事を仕分けるべき

例・事故情報の収集、P I O - N E T入力、食品の安全・表示、製品の安全・表示等

⇒仕事の性質に応じた、人員・予算の分担を

(3) ネットワークの仕組み方には、病院方式、労働基準監督署方式、警察署方式、児童相談所（保健所）方式、福祉事務所方式、消防方式、学校方式がある（2頁目のイメージ図参照）

○ 病院は独立採算事業なので例外である。それ以外の方式は、行政機関と住民が1対1対応

→二重行政ではない。責任の所在が明確

○ 消防は、市町村消防の原則があるが、小規模市町村は一部事務組合を結成さざるを得ない

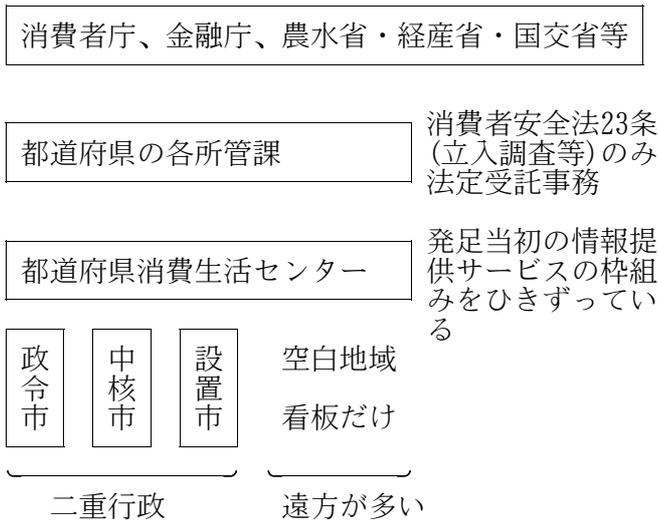
→消費者行政は都道府県から出発した。消防のように市町村の原則はない。対応能力で判断すべき

○ 得失を比較検討すべき。私見は、①児童相談所方式、②警察署方式、③労働基準監督署方式の順

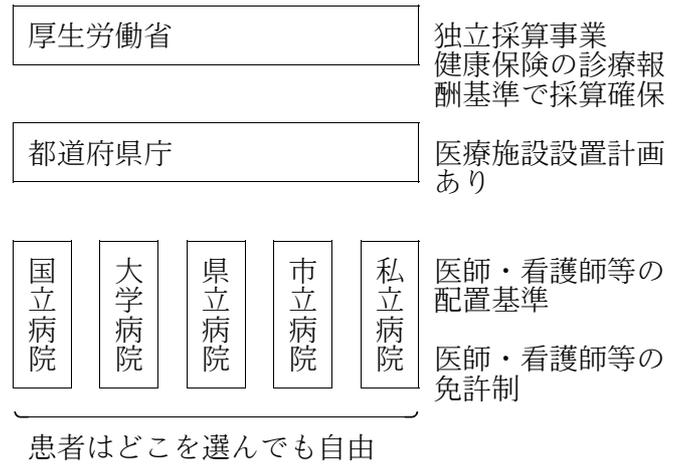
3. 業務内容の基準、人員配置の基準を作ることは不可欠

4. 市町村にできないことは都道府県が、地方自治体にできないことは国が、行う原則へ

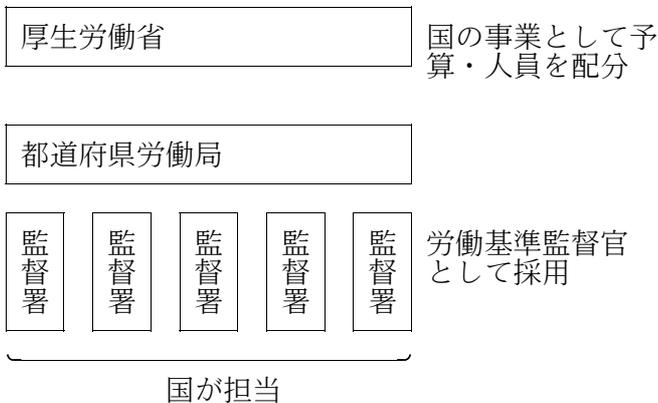
1 消費者行政



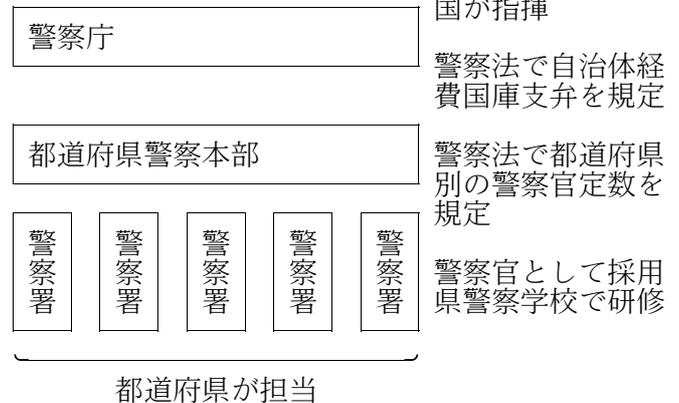
2 病院方式(国・県・市町村・私)



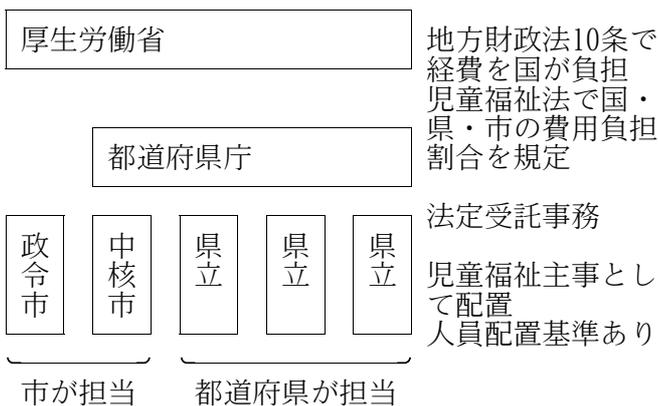
3 労働基準監督署方式(国)



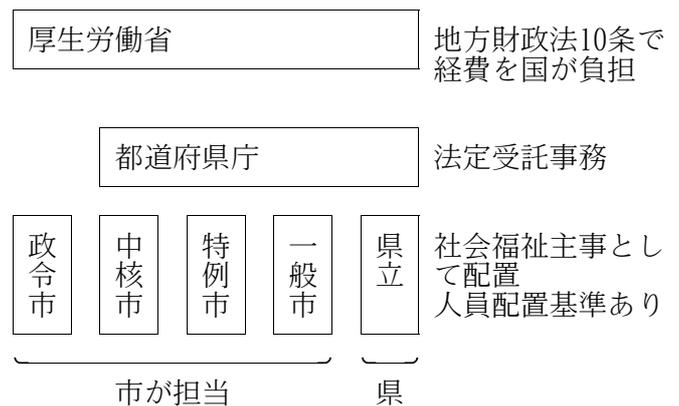
4 警察署方式(県)



5 児童相談所(保健所)方式(県・市)



6 福祉事務所方式(県・市)



7 消防方式(市町村消防の原則)



8 学校方式(国・県・市・私)

